

近年では年末になると、

テレビやインターネットでふるさと納税に関する話題がのぼることが風物詩の一つとなっている。ふるさと納税は2008年度の導入以降、徐々に国民の間に浸透し現在では多くの人が利用するまでになっている。この制度が創設された意義としては、自分が生まれ育った故郷や応援したい地域を寄付先として選ぶことができるという点、また寄付先として選んでもらうために自治体間の競争が進むという点などがあげられる。ふるさと納税は「納税」

## ふるさと納税制度を考える

つて所得税と住民税から控除を受けられるという制度となっており、さらに返礼品を受け取ることもできるため多くの人がとって魅力的なものとなっている。

現在では総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」で自治体ごとの詳細なデータが提供されており、これらを使った様々な切り口からの研究も進められている。ここからは特に財政の役割の観点からふるさと納税制度に関する考え方を整理してみたい。まず財政に期待される役割の一つである垂直的公平性についてである。これは税負担能力の高い人ほどより多くの負担をするという考え方である。

しかしながら、ふるさと納税制度が所得税、住民税が

政治の弱い自治体に交付されている。ふるさと納税による寄付金収入は、受け入れ自治体の基準財政収入額には算入されないため、仮に受け入れ自治体が地方交付税の交付団体であったとしても交付税の額が減少することはない。その意味において受け入れ自治体は、寄付金の受け入れ額がそのまま歳入の増加につながるようになる。

これに対して寄付者が居住する自治体では、住民税の控除により直接的に基準財政収入額が減少することになる。もしその自治体が地方交付税の交付団体であれば翌年度において減収額の一部が地方交付税で補填されることになるが、そもそも不交付団体である場合はこのような措置は行われないため、控除額がそのまま歳入の減少につながるようになる。

地方交付税の財源が税収を基礎としていることを考えると、これらの影響は究極的には寄付者の居住地のある自治体と国の負担となる可能性がある。

ふるさと納税制度は、寄付の受け入れ自治体の歳入増加や寄付者が少額の負担で多くの経済的価値を得られるというメリットをもたらす一方、潜在的な負担を生む可能性があることには注意すべきである。

今後適切な実態把握をしながら、ふるさと納税制度の望ましいあり方を模索していく必要がある。

# 財政の役割 からの視点

という言葉を使っているが、構造的にはあくまでも「寄付」としてとらえられる。そのうえで寄付額による



名古屋大学大学院  
経済学研究科教授  
森田 雄一

らの控除を生むことになり、またその控除額や返礼品の経済的価値が高所得者ほど大きい場合は垂直的公平性が崩れることにつながる。そのため結果としてふるさと納税制度を通じて再分配効果の低下が起る可能性がある。

この点は、将来的な財政負担についてである。現在

は基準財政需要額と基準財政収入額の差にあたる部分が地方交付税という形で財

もりた・ゆういち 財政学、マ  
クロ経済学。大阪大学大学院経済  
学研究科博士後期課程中途退学。  
1968年生まれ